

参 考 资 料

1 土地利用基本計画の構成

土地利用基本計画は、次の事項を内容とする土地利用基本計画図（以下「計画図」という。）と土地利用基本計画書（以下「計画書」という。）により構成されています。

計画図は、国土利用計画法第9条第2項に規定された五地域の範囲を図面表示したものであり、計画書は、これらの地域の土地利用の調整等に関する事項を文章表示したものです。

2 土地利用基本計画図

(1) 計画図

計画図は、縮尺5万分の1の図面5葉をもって1組としました。

なお、参考図として総括図（縮尺20万分の1）を併せて作成しました。

(2) 計画図の作成

計画図は次により作成したものです。

ア 地域区分

計画図には、次に掲げる五地域に対応した個別規制法に基づく地域・区域等で、既に指定されているもの及び指定が速やかに行われる見込みのものについて配慮し、表示しました。

① 都市地域

一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域

② 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域

③ 森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域

④ 自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域で

あり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されることが相当な地域

⑤ 自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第22条及び群馬県自然環境保全条例第12条により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

イ 参考表示

五地域の土地利用規制に直接的に関連する次の地域・地区等は、その指定の範囲を参考として表示しました。

① 都市地域における参考表示

- (ア) 市街化区域 都市計画法第7条第1項により定められた区域
- (イ) 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項により定められた区域
- (ウ) 用途地域 市街化区域及び市街化調整区域の区分のない都市計画区域で、都市計画法第8条第1項第1号により定められた区域

② 農業地域における参考表示

- (ア) 農用地区域 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号により定められた区域

③ 森林地域における参考表示

- (ア) 国有林 森林法第2条第3項による国有林の区域
- (イ) 地域森林計画対象民有林 森林法第5条第1項による地域森林計画に係る民有林の区域
- (ウ) 保安林 森林法第25条第1項並びに第25条の2第1項及び第2項により定められた保安林の区域

④ 自然公園地域における参考表示

- (ア) 特別地域 自然公園法第20条第1項により定められた地区
- (イ) 特別保護地区 自然公園法第21条第1項により定められた地区

⑤ 自然保全地域における参考表示

- (ア) 特別地区 自然環境保全法第25条第1項及び群馬県自然環境保全条例第15条第1項により定められた区域

(3) 図面表示の方法

五地域及び参考表示の地域・区域等については、幅が100m（図面上2mm）以上または、一団の区域面積が1ha（図面上4mm²）以上のものを表示しました。

3 土地利用基本計画図地域区分別面積

(1) 五地域区分の面積

区 分		面 積 (h a)	割 合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	1 9 3, 8 8 9	3 0. 5
	農 業 地 域	3 2 7, 3 4 0	5 1. 4
	森 林 地 域	4 2 4, 5 5 0	6 6. 7
	自 然 公 園 地 域	8 9, 3 3 3	1 4. 0
	自 然 保 全 地 域	7, 6 4 5	1. 2
計		1, 0 4 2, 7 5 7	1 6 3. 9
白 地 地 域		1, 6 7 1	0. 3
合 計		1, 0 4 4, 4 2 8	1 6 4. 2
県 土 面 積		6 3 6, 2 3 3	1 0 0. 0

注1：県土面積は、平成23年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

注2：五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

(2) 五地域の重複状況別面積

区 分		面積 (h a)	割合 (%)
重複のない地域	(都)	43,546	6.8
	(農)	62,745	9.9
	(森)	168,352	26.5
	(公)	150	0.0
	(保)	10	0.0
	計	274,803	43.2
重複地域	(都)と(農)	100,478	15.8
	(都)と(森)	16,187	2.5
	(都)と(公)	165	0.0
	(都)と(保)	—	—
	(農)と(森)	113,538	17.8
	(農)と(公)	2,887	0.5
	(農)と(保)	2	0.0
	(森)と(公)	70,678	11.1
	(森)と(保)	7,463	1.2
	(都)と(農)と(森)	32,738	5.2
	(都)と(農)と(公)	23	0.0
	(都)と(農)と(保)	6	0.0
	(都)と(森)と(公)	519	0.1
	(都)と(森)と(保)	152	0.0
	(農)と(森)と(公)	14,848	2.3
	(農)と(森)と(保)	—	—
	(都)と(農)と(森)と(公)	63	0.0
	(都)と(農)と(森)と(保)	12	0.0
	計	359,759	56.5
	白 地 地 域		1,671
県 土 面 積		636,233	100.0

注：(都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域を示す。

(3) 参考表示の地域・地区等の面積

地域・地区等	面積 (h a)	備考
(都市地域)		
市街化区域	26,021	平成24年1月1日現在
市街化調整区域	68,572	〃
その他都市計画区域における用途地域	7,568	〃
(農業地域)		
農用地区域	68,674	平成23年12月31日現在
(森林地域)		
国有林	195,976	平成23年3月31日現在
地域森林計画対象民有林	228,591	〃
保安林	231,371	〃
(自然公園地域)		
特別地域	39,434	平成23年3月31日現在
特別保護地区	9,614	〃
(自然保全地域)		
特別地区	5,668	平成23年3月31日現在

注1：面積は、個別規制法担当課の資料による。

注2：保安林の面積は、国有林及び地域森林計画対象民有林の面積の内数である。

4 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

五地域区分	五 地 域 区 分	都市地域			農業地域		森林地域		自然公園地域		自然保全地域	
		市街化区域及び用途地域	市街化調整区域	その他	農用地区域	その他	保安林	その他	特別地域	普通地域	特別地区	普通地区
都市地域	市街化区域及び用途地域	■										
	市街化調整区域	×	■									
	その他	×	×	■								
農業地域	農用地区域	×	←	←	■							
	その他	×	①	①	×	■						
森林地域	保安林	×	←	←	×	←	■					
	その他	②	③	③	④	⑤	×	■				
自然公園地域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○	■			
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×	■		
自然保全地域	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	■	
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	■

〔凡例〕

- | |
|---|
| × |
|---|

 制度上または実態上、原則として重複しません。
- | |
|---|
| ← |
|---|

 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先します。
- | |
|---|
| ○ |
|---|

 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図ります。
- | |
|---|
| ① |
|---|

 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めます。
- | |
|---|
| ② |
|---|

 原則として都市的な利用を優先しますが、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図ります。
- | |
|---|
| ③ |
|---|

 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めます。
- | |
|---|
| ④ |
|---|

 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めます。
- | |
|---|
| ⑤ |
|---|

 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めます。
- | |
|---|
| ⑥ |
|---|

 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的な利用を図ります。

5 県内地域区分図



地域の名称	市 町 村
中部地域 (6市町村)	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町
西部地域 (9市町村)	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、 下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻地域 (6町村)	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
利根沼田地域 (5市町村)	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
東部地域 (9市町)	桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町

6 土地利用基本計画策定（変更）の経緯

計画（暫定）策定	昭和50年4月30日	第26回変更	平成7年3月31日
見直し変更	昭和55年10月6日	第27回 "	平成7年5月30日
第1回変更	昭和56年3月31日	第28回 "	平成7年7月18日
第2回 "	昭和56年12月3日	第29回 "	平成8年3月29日
第3回 "	昭和58年3月31日	第30回 "	平成9年3月31日
第4回 "	昭和59年3月31日	第31回 "	平成10年3月20日
第5回 "	昭和59年7月23日	第32回 "	平成11年3月31日
第6回 "	昭和60年3月30日	第33回 "	平成11年6月24日
第7回 "	昭和61年3月31日	第34回 "	平成11年8月4日
第8回 "	昭和62年4月30日	第35回 "	平成12年3月23日
第9回 "	昭和63年1月26日	第36回 "	平成13年4月3日
第10回 "	昭和63年12月26日	第37回 "	平成13年7月9日
第11回 "	平成元年3月31日	第38回 "	平成14年3月26日
第12回 "	平成元年6月26日	第39回 "	平成15年1月16日
第13回 "	平成元年10月6日	第40回 "	平成15年3月11日
第14回 "	平成2年3月31日	第41回 "	平成16年3月30日
第15回 "	平成2年9月26日	第42回 "	平成17年3月16日
第16回 "	平成3年2月4日	第43回 "	平成18年3月22日
第17回 "	平成3年3月30日	第44回 "	平成19年3月16日
第18回 "	平成4年3月31日	第45回 "	平成19年6月14日
第19回 "	平成5年3月23日	第46回 "	平成21年3月16日
第20回 "	平成5年3月31日	第47回 "	平成21年7月31日
第21回 "	平成5年5月13日	第48回 "	平成21年9月29日
第22回 "	平成6年4月26日	第49回 "	平成22年3月1日
第23回 "	平成6年6月13日	第50回 "	平成22年7月21日
第24回 "	平成6年8月22日	第51回 "	平成22年11月10日
第25回 "	平成7年2月20日	第52回 "	平成24年3月2日